

議会 用語の説明

あ行

委員会（いいんかい）

議会の内部組織として、条例に基づいて常任委員会・議会運営委員会・特別委員会を置くことができます。各委員会は委員長・副委員長・委員で構成され、本会議における審議の予備的審査や調査・研究を行います。

委員会付託（いいんかいふたく）

本会議に提出された議案などについて、常任委員会・議会運営委員会・特別委員会に詳しい審査や調査を委ねることです。

委員会報告（いいんかいほうこく）

委員会に付託された議案などの審査や調査が終わったときは、報告書を作り委員長から議長に提出します。議長はこれを本会議で議題とし、議会としての意思を決定します。

委員長報告（いいんちょうほうこく）

委員長が委員会の審査・調査結果を本会議で報告することです。

意見書（いけんしょ）

住民のみなさんの生活に直接関わることで、国や県が担う事業の場合は、村だけでは解決できません。そのようなことに関して、議会の意思を意見としてまとめたものをいいます。意見書は地方自治法に基づき、国や県など関係機関に提出します。

一事不再議の原則（いちじふさいぎのげんそく）

一度議会で議決した議案等については、同じ趣旨のものは同一会期中に議題として取り上げないことをいいます。議会の審議能率を高めるために取り入れています。

一般質問（いっばんしつもん）

議員が本会議で、議長の許可を得て村の一般事務や、事務の執行状況・将来に対する方針などについて質問することです。

一括議題（いっかつぎだい）

関連のあるものや簡素な事項などの議案の場合、議長が一括して議題として審議する方法のことをいいます。

一問一答方式（いちもんいっとうほうしき）

質問し、これに答弁し、次いで質問、答弁という形式で同一質問者と答弁者の間で問答を続けることをいいます。喬木村議会では、一問一答方式により行っております。

延会（えんかい）

議事日程に記載された議題の審議が、その日の本会議で終了できないとき、議題を残してその日の会議を終了することをいいます。

か行

開会（かいかい）

議会を法的に活動できる状態にすることです。

会期（かいき）

議会が法的に活動できる期間のことです。

会期不継続の原則（かいきふけいそくのげんそく）

会期中に議決されなかった議案などについては、会期が終わればすべて消滅し、次の会期には継続されない原則のことをいいます。ただし、例外として、「継続審査」または「継続調査」があります。

開議（かいぎ）

その日の会議（本会議）を開くことです。開議は議長が宣告します。

会議録（かいぎろく）

会議が開かれた日時や出席者、議題、発言など会議の内容をすべて記録した公文書のことをいいます。会議録には、真正（しんせい）を確保するため、議長と議会で定めた 2 人以上の議員が署名しなければなりません。（地方自治法第 123 条）なお、会議録は議会事務局で閲覧できます。

可決（かけつ）

議決結果のひとつで、その議案に対して議会が「可」として意思決定をすることです。（⇔否決）

議案（ぎあん）

議会の議決を要する案件のことです。議案は村長が提出するもの、議員が提出するもの、および委員会が提出するものがあります。条例を設けまたは改正・廃止すること、予算を定めること、決算を認定することのほかに意見書・決議などがあります。

議員定数（ぎいんていすう）

議会を構成する議員の人数をいいます。地方自治法第91条では、条例で定めることとしており、喬木村議会の定数は12人となっています。

議員派遣（ぎいんはけん）

地方自治法第100条第12項に基づき議案の審査などで実地の調査が必要となる場合、議会として議員を派遣することをいい、緊急の場合を除き議決を必要とします。なお、委員会として委員である議員を派遣する場合は、委員派遣といい、議決は必要ありませんが、議長の承認が必要となります。

議会運営委員会（ぎかいうんえいいいんかい）

円滑な議会の運営を期すため、議会運営の全般について協議し、意見などの調整を図る場として設置される委員会のことです。

議会事務局（ぎかいじむきょく）

議会の事務を処理するための組織です。喬木村議会には事務局長の他1名の嘱託職員がいます。

議決権（ぎけつけん）

議会の最も基本的・中心的な権限で、議会の意思を決定する権限のことです。

議事日程（ぎじにってい）

その日の会議（本会議）の日時・件名・順序等を記載したものです。

議席（ぎせき）

本会議場の各議員が座る席のことをいいます。この議員席は指定されています。

議題（ぎだい）

会議の対象となる案件のことで、議案、請願・陳情などがあります。

議長・副議長（ぎちょう・ふくぎちょう）

議員の中から各 1 人、議員による選挙によって選任されます。議長は、議会を代表し、議事の整理や議場の秩序を保つほか、議会の事務を処理するなどの権限があります。副議長は議長が病気や出張などで不在のとき、議長の職務を代りに行います。

休会（きゅうかい）

会期中に、一定期間会議（本会議）が開かれずに休止していることをいいます。

緊急質問（きんきゅうしつもん）

議員が本会議場で発言するときは、あらかじめ議長に申出ることになっていますが、災害や突発的な出来事などで、緊急に質問する必要がある場合に、議会の同意を得て行う質問のことをいいます。

継続審査（けいぞくしんさ）

会期中に議案などを調査・研究し審議した結果、引き続き審査が必要となった場合に、議会の議決によって、会期が終了した閉会後も引き続いて委員会で審査・調査を行うことです。

決議（けつぎ）

意見書と同様に議会の意思を表明することをいいますが、決議は法的な根拠に基づくものではありません。例えば感謝・祝賀・表彰に関する決議のほかに、要望・勧告・注意・要求に関する決議などがあります。

決算の認定（けっさんのにんてい）

住民福祉の向上のためにどのように施策が展開され、予算執行が適切かつ効率的であったかについて、議会が村の決算を審査し、認定することをいいます。

喬木村議会では、次年度の予算編成に決算の審査内容を反映させるため 9 月定例会で行っています。

公聴会（こうちょうかい）

重要な議案や請願、陳情等について審査を行う委員会が、村民などから直接意見を聴き、審査の参考にするために開催する会議のことをいいます。

公述人（こうじゅつにん）

公聴会において意見を述べる者（村民や学識経験者など）のことをいいます。

互選（ごせん）

互いの中から、役職者などを選ぶことをいいます。議長や副議長、委員長、副委員長は、議員間の互選によって選ばれます。

さ行

採決（さいけつ）

議長が議案などについて、出席議員に賛成・反対の意思表示を求め、それを集計することです。起立による採決や、投票による採決、異議がないかを諮る簡易採決などがあります。

採択（さいたく）

請願・陳情の内容について、議会として賛同することです。（対：不採択）

散会（さんかい）

議事日程に掲載されたことがすべて終了し、その日の会議（本会議）を閉じることです。

参考人（さんこうにん）

委員会が議案や請願、陳情の審査、調査のために必要があると認めるときに、意見を聴くために出席を求める利害関係者や学識経験者などをいいます。

質疑（しつぎ）

議題となっている議案などについて、疑義をただすための発言のことで、自己の意見を述べることはできません。

質問（しつもん）

議員が、村長をはじめとした執行機関に対し、いま議題になっている議案とは関係なく行政全般について、現在の状況やこれからの考えについて聴くことをいいます。喬木村議会では、定例会（2日目の本会議）に一般質問を行っています。

執行機関（しっこうきかん）

村の意思を自ら決定し、執行権限を持つ機関のことで、喬木村には村長のほかに教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・農業委員会が置かれています。これに対して議会は議決機関といわれています。

自由討議（じゆうとうぎ）

議案審議の結論を出すにあたって、質疑終結後、動議または議長が必要あると認めたときに、議員相互の自由討議によって多様な意見を出し合った上で合意形成に努めるために行うものです。

招集（しょうしゅう）

議会を開くために、議員に一定の日時・一定の場所への集合を要求することをいいます。議会は村長が招集します。

上程（じょうてい）

議案などを議事日程に組み入れて議題とし、審議の対象とすることです。進行中の会議（本会議）の途中で急きょ追加される場合もあります。

常任委員会（じょうにんいんかい）

議会が村の事務に関する調査や、議案などの審査を行うため常に設置されている委員会のことをいい、条例に基づいて置くことができます。現在、総務産業建設常任委員会、社会文教常任委員会、予算決算常任委員会があります。

条例（じょうれい）

村の法律ともいえる自主法のことです。地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいてその事務に関する条例を制定することができます。制定、改正・廃止は議会の議決が必要です。

審議（しんぎ）

本会議において、議案などの案件について、説明を聞き、質疑し、討論を重ね、表決するという一連の過程のことをいいます。

審査（しんさ）

委員会において、論議し、委員会としての結論を出す一連の過程のことをいいます。

除斥（じょせき）

議会における審議の公正を期するため、議題になった案件と一定の利害関係にある議員を、その審議に参加できないようにすることです。その審議が終了すれば再度入場できます。

請願（せいがん）

村の事務に関する事項などについての意見や要望を、議会に対して提出することです。請願は議員の紹介が必要です。

政務活動費（せいむかつどうひ）

議員の政務に関する調査に必要とする経費を議員個人に交付する費用のことをいいます。喬木村では支出されておられません。

専決処分（せんけつしょぶん）

議会の議決または決定すべきことについて、村長が議会に代わって処分することです。議会を招集するいとまがないときに行うものと、議会の議決によりあらかじめ指定したものとがあります。前者は次の会議（本会議）に報告し、承認を求める必要があります。

全員協議会（ぜんいんきょうぎかい）

通常の会議とは異なり、議長の判断で問題になっている事項などについて共通理解を深めたり、意見の調整を行なうために執行機関の長等の出席を求めて議員全員で協議します。

た行

陳情（ちんじょう）

請願と同様に村の事務に関する事項などについての意見や要望を、議会に対して提出することです。請願と違い紹介議員は必要ありません。

通告書（つうこくしょ）

議員が議会の会議で発言したいときに、予め議長に発言の主旨などを告知らせ許可を得ます。その様式を通告書といい、喬木村議会では、定例会の一般質問の通告書を傍聴される方に資料としてお配りしています。

定足数（ていそくすう）

会議を開くには、一定数以上の議員が出席しなければなりません。この最小限必要な出席議員の数をいいます。定足数は特別な場合を除き、議員定数の半数以上となっています。なお、定足数に達していない場合は、会議を開くことができません。

定例会（ていれいかい）

定例的に招集される議会のことです。地方自治法で年4回以内と定められ、喬木村では、3月、6月、9月、12月に定例会を開きます。

討論（とうろん）

議題となっている案件について、採決の前に賛成か反対かの自己の意見を表明することです。

特別委員会（とくべついいんかい）

常に設置されている常任委員会に対し、必要がある場合や特定のことの審査のために設置される委員会のことをいいます。条例に基づいて置くことができます。

動議（どうぎ）

本会議や委員会などで会議の進行又は手続きに対し、議員から行われる提案で、議決を要するものです。

な行

任期（にんき）

一般選挙によって選出された議員が、その地位を有する期間のことをいいます。都道府県・市町村議員の任期は4年です。

は行

発議（はつぎ）

議員が議案を提出することをいいます。

表決（ひょうけつ）

議員が議案などに対して賛成・反対の意思表示をすることです。議長が表決をとることを採決といい、採決は議長の側からみた表現です。

付議事件（ふぎじけん）

議案など議会で審議される事項のことをいいます。

不採択（ふさいたく）

請願・陳情の内容について、議会として賛同しないことです。（対：採択）

附帯決議（ふたいけつぎ）

議案を議決する際、付け加えられる議会の要望のことをいいます。法律的な効果はなく、政治的に尊重されるべきものとされています。

付託（ふたく）

議案や請願を審議する場合、さらにくわしく調査・検討するために、委員会へ審査を依頼することをいいます。

閉会（へいかい）

議会の活動能力を失わせることです。

報酬（ほうしゅう）

議会の議員や議長・委員長などの勤務の対価のことをいいます。議員報酬の額は条例で定められています。

傍聴（ぼうちょう）

定例会や委員会などの会議をその場で聞くことをいいます。喬木村議会では、本会議はもちろん、常任委員会など、どなたでも傍聴できます。

本会議（ほんかいぎ）

全議員で構成する会議のことで、議案などを審議し、議会の最終的な意思決定を行います。議員が一般質問をするのもこの会議です。

ら行

臨時会（りんじかい）

定例会のほかに、臨時の必要がある場合や、特定のことに限って審議するために随時招集される会議のことです。

臨時議長（りんじぎちょう）

一般選挙後の最初の議会や議長及び副議長（仮議長）がともに欠けたときなど、議長の職務を行う者がいないときに、臨時に議長の役目を行う議長のことをいいます。臨時議長には議場に居る議員の最年長議員が充てられます。